

喫煙マナーの遵守にご協力を。

平素より管理組合の活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。
とうございます。

昨今集合住宅における喫煙問題での近隣トラブルは増加傾向にあり、裁判に発展してしまうこともあるようです。

また、厚生労働省は受動喫煙防止対策強化の傾向にあり、生活環境条例 環境美化・浄化推進モデル地区、路上禁煙地区喫煙場所の設定により喫煙が制限される傾向がありたばこを吸わない人の権利が以前に増して尊重される傾向にあります。

喫煙により発生する煙や臭いは目で判断するのが難しく、知らぬ間に近隣へ迷惑をかけているかもしれません。

受動喫煙はその症状には個人差があり受動喫煙の環境が続いたり放置されたりすると人によっては受動喫煙レベル 3、4といった重大な症状が発生することがあります。受動喫煙レベル 4 だと、たばこの煙だけではなく化学物質過敏症になり日常生活も支障をきたすレベルになります。

喫煙による住民間のトラブルに至らないように普段から上下階・両隣の方とコミュニケーションを図り、お互いに配慮し合える関係づくりを心がけていただけますようお願いいたします。

以上